測量・建設コンサルタント等の

入札参加資格登録をされている皆様へ

平成24年2月

（令和４年４月改定）

大阪府都市整備部

**測量士（測量士補）名簿記載事項証明書について**

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）では、測量士（測量士補）の資格の確認について、これまで測量士（測量士補）登録証明書及び測量士（測量士補）名簿記載事項証明書により行ってきましたが、平成24年４月１日以降に公告する案件からは、測量士（測量士補）名簿記載事項証明書（公告案件の開札日から起算して１年以内に発行されたもの）のみで行うこととなりましたので、下記の点について注意して頂きますようお願いします。

記

測量士（測量士補）名簿記載事項証明書の発行手続きには、国土地理院が申請資料を受理してから１０日程度の期間が必要となりますので、あらかじめ証明書を準備していただきますようお願いします。

なお、大阪府では、契約局から落札候補者となった旨の連絡があった日の翌日の午後５時（休日を除く。）までに資料を提出して頂く必要があります。

リンク先

|  |
| --- |
| 問い合せ先  都市整備部　事業調整室　契約管理グループ  　 TEL ０６－６９４１－０３５１（内線　２９１４） |

[国土地理院　測量士・測量士補名簿記載事項証明書について](http://www.gsi.go.jp/LAW/SHIKEN-sikentoroku.html#toroku4)